

## 「東京とどまるマンション」の防災備蓄資器材の購入補助を開始します ～地域防災力の向上のため、マンションと町会等の合同防災訓練を促進～

東京都では、災害による停電時でも自宅での生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表し、普及を図っています。

このたび、登録したマンションの管理組合や賃貸オーナーを対象に、簡易トイレや、エレベーターに設置する防災キャビネット、炊き出し器など防災備蓄資器材への補助の受付を開始しますので、お知らせします。

また、今年度から、地域防災力の向上のため、マンションと町会等が合同防災訓練を実施する場合に、防災備蓄資器材への補助を拡充します。

この機会に、「東京とどまるマンション」にご登録いただき、災害時に備えましょう。

記

とどまるマンション促進課長「トドまるくん」

### 1 事業名

東京とどまるマンション普及促進事業



### 2 申込開始日

令和6年5月27日（月曜日）

### 3 申請受付窓口

住宅政策本部 民間住宅部 マンション課

### 4 補助概要

#### (1) 通常分

登録マンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。

【補助率】2/3、【上限額】66万円

【要件】購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を行うこと。

#### (2) 地域連携分（今年度新規）

町会等と連携して合同防災訓練を行う登録マンションを対象に、防災備蓄資器材への補助を拡充します。

【補助率】10/10、【上限額】100万円

【要件】①町会等との合同防災訓練を行うこと。

②以下により、町会等と共同で防災活動に取り組んでいること。

- ・都の支援制度（「町会・マンション みんなで防災訓練」など）や区市町村の町会等への活動助成金
- ・区市町村による防災マンション認定制度や防災協定等

※詳細は、[『東京とどまるマンション普及促進事業』のご案内](#)をご覧ください。

### 5 広報物

管理組合等で制度の内容を説明する際に、活用できる[パンフレット・動画等](#)もあります。ぜひご覧ください。

本件は「『未来の東京』戦略」を推進する事業です。  
戦略8 「安全・安心なまちづくり戦略」

（問合せ先）

住宅政策本部 民間住宅部 マンション課

電話 03-5320-5007

Eメール S1090503(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。

お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。

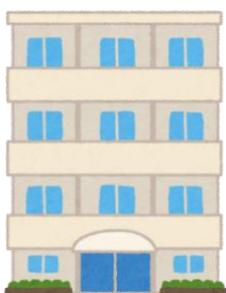
分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ

## マンションで災害時の備えを進めてみませんか？

事業名：東京とどまるマンション普及促進事業

災害時に、救援物資が供給されるまでの間、マンションでの生活を継続するためには、日頃からの防災訓練、備蓄等の備えが重要です。

東京都では、停電時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しており、**登録マンションの防災備蓄資器材の購入に補助を行います。**



### マンション共有で準備 防災備蓄資器材



※上記例以外も補助対象になる資器材があります。

補助

通常分

補助率 2/3  
限度額66万円

さらに！



町会等と連携して  
合同防災訓練を  
実施すると

地域連携分

補助率 10/10  
限度額100万円

※上記の他にも要件があります。詳しくは裏面を御覧ください。

「東京とどまるマンション」への登録と  
補助を活用して災害に備えてください

予算がなくなり次第終了します。



とどまるマンション促進課長  
“トドまるくん”

東京都

詳細は裏面を御覧ください



## 補助概要

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、防災備蓄資器材の購入費用の一部を補助します。今年度から、町会等と合同で防災訓練を行う場合に補助率等を引き上げます。

	補助率	上限額	申請期間	※予算がなくなり次第終了します。
マンション単体 で防災訓練	<b>通常分</b>	2/3	66万円	令和6年5月27日から 令和7年1月15日まで
町会等と連携 して防災訓練	<b>地域連携分</b>	10/10	100万円	令和6年5月27日から 令和6年12月13日まで

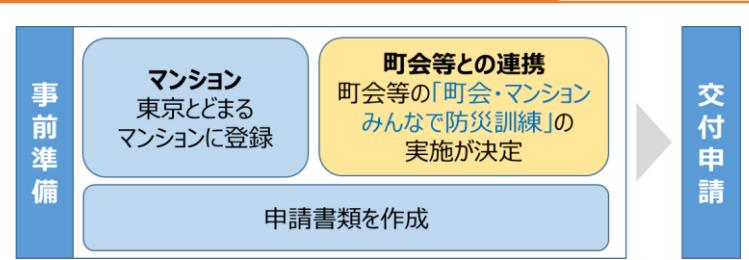
- 補助の対象となるもの 防災備蓄資器材の購入に係る経費（飲料水・食料は対象外）

（例）発電機、簡易トイレ、防災キャビネット、給水タンク、炊き出し器など

- 補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者



### 申請までの一例（地域連携分の場合）



#### 町会等との連携

は、以下でも申請可能

- 防災マンション認定制度等で町会等と防災対策で連携
- マンション・町会等・地元自治体で防災協定等を締結

このほか、交付申請後に、町会等と合同防災訓練の実施が必要です。

※ **通常分** マンション単体で防災訓練の場合、町会等との連携や、合同防災訓練の実施は必要ありませんが、購入した防災備蓄資器材を活用した防災訓練を実施してください。



## 「東京とどまるマンション」の登録要件

### ●耐震性

- 昭和56年6月1日以降に建築確認を受けているもの（新耐震基準）
- 旧耐震基準の建築物で、耐震診断又は耐震改修により、耐震基準への適合が確認されたもの。

### ●ハード対策

停電時でも、水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時もしくは交互に行える電力供給可能な非常用電源設備が設置されていること。



### ●ソフト対策

＜必須事項＞ 防災マニュアルを策定していること。

＜選択事項＞ 年1回以上の防災訓練の実施、3日分程度の飲料水・食料の備蓄、応急用資器材の確保、災害時の連絡体制の整備にうちいずれか一つに取り組んでいること。



※耐震性を有していることを前提に、**ハード対策のみ、ソフト対策のみで登録可能**



## 登録申請窓口・補助金申請窓口

東京都住宅政策本部 民間住宅部 マンション課

### ●「東京とどまるマンション」登録申請窓口

マンション施策調整担当 ☎03-5320-7532

### ●「東京とどまるマンション普及促進事業」補助金申請窓口

居住性能向上支援担当 ☎03-5320-5007